**第６号様式**（第７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

様

高知県知事

保有個人情報部分開示決定通知書

年　　月　　日付けで開示請求がありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第１項の規定により一部を除いて開示することを決定しましたので、同項及び個人情報の保護に関する法律施行令第24条の規定により次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 処分決定年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 保有個人情報の開示をしない部分及びその理由 |  |
| 開示する保有個人情報の利用目的 |  |
| 開示の実施の方法等 | １　開示請求書において希望されたとおりです。方法：日時：場所：２　開示請求書において希望されたとおりではありません。方法：日時：場所：３　次の日時のうちから希望される日時を指定して、保有個人情報開示実施方法等申出書（別記第16号様式）を提出してください（１又は２で指定されている方法等の変更を希望される場合にも、提出することができます。）。日時：場所：４　写し等の郵送による場合の準備日数及び費用（見込額）日数：　　　　日間程度　　　郵送費用：　　　　円 |
| 担当課等名等 | 電話番号　　　　　　　　　　内線 |
| 備考 |  |
| 注　１　指定された日時に来られないときは、事前に担当課等に連絡してください。２　開示を受ける場合は、この通知書を提示してください。ただし、この通知書を提示することができない場合は、開示決定を受けた本人、法定代理人又は任意代理人であることを証明する書類を提示してください。３　写し等の郵送による場合は、郵送費用に加えて、写し等の交付に係る費用の納付が必要です。 |

（教示）

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。